宮崎県医療勤務環境改善支援センター
ニュースレター
第24号
2024.3
TEL：0985-20-1211　FAX ：0985-27-6550
Mail ：iryou-kinmukaizen@miyazaki.med.or.jp

# 定 額 減 税 と は

［文責］医業経営アドバイザー　櫻井　裕子

令和6年度から、「定額減税」が始まります。この制度は、物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として導入されるものですが、煩雑な給与計算や源泉徴収事務等が必要になるため、経理担当者の負担増が懸念されています。

令和6年6月以降、最初に支払う給与等から順次実施されます。経理上も間違うことのできない大切な業務となりますので、早め早めの準備をお願いします。

令和５年１２月に閣議決定された「令和６年度税制改正の大綱」には、所得税と個人住民税の**定額減税**が盛り込まれています。

合計所得金額１,８０５ 万円以下（給与の年収２,０００万円以下に相当）の納税者本人と、日本に住む扶養家族を対象に、次の金額が特別控除の額として減税の対象となります。

| 対象者<br>1人につき | 所得税 | 地方税 |
|---|---|---|
| | 3万円 | 1万円 |

例）扶養家族が２人いる場合の定額減税額
（３万円＋１万円）×３人＝１２万円

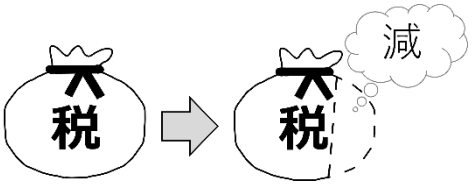

**定額減税の実施時期等**（令和６年度税制改正の大綱等に示されている実施時期）

（１）所得税

| | 実施時期等 |
|---|---|
| **給与所得者** | ・令和6年6月以降最初に支給を受ける給与等から順次実施<br>・6月以降の入社等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整 |
| **公的年金受給者** | ・令和6年6月以降最初に支給を受ける公的年金等から順次実施<br>・異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整 |
| **事業所得者等** | ・令和6年の第1期分の予定納税額から実施<br>・控除しきれない部分は第2期で実施<br>・予定納税がない場合は確定申告時に控除 |

（２）個人住民税

地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和６年度分の納税額が通知されます。対象となる同一生計配偶者に係る定額減税の実施時期は、令和７年度分の実施予定とされています。

**★　給与のかかる源泉徴収事務への影響**

（１）所得税

令和６年６月１日において主たる給与等の支払いを受ける者が対象です。
扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。

（２）個人住民税

定額減税が適用される令和６年度の特別徴収は、例年の６月ではなく１カ月遅れの７月から翌年５月までの１１回徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備が必要です。

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。

※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。